

		イラン			
生物多様性条約	○	名古屋議定書		ITPGRFA	○
法制度の状況					
■概要 ➤ 現状では遺伝資源アクセス法規制等は存在しない。					
入手方法					
➤ イランでは植物関係のジーンバンクとして、イラン遺伝資源センター：IBRC (Iranian Biological Resource Centre) と、イラン国立植物ジーンバンク (National Plant Gene Bank of Iran) がある。前者はイラン科学技術研究機関：IROST (Iranian Research Organization for Science and Technology) の傘下にある研究機関であり、海外であってもジーンバンクに対してであればMTAを交わすことにより、遺伝資源を提供することが可能とのこと。 ➤ 一方、後者は農業聖戦省 (Ministry of Agriculture Jihad) の傘下にあり、監視が厳しく自由な研究は困難である。					
対象とする遺伝資源					
➤ 特に作物を定めてはいないが、野菜、花きが主たる対象になると想定。 ➤ 花きについては、観賞植物研究センター：OPRC (Ornamental Plants Research Center) があり、育種の中心はキクとアイリスとなっている。					
取組経緯 ※他事業と連携して交渉しているため【 】にて本事業と他事業を区別している					
H29	<u>H29.8 イラン訪問【本事業】</u>				
	➤ 法制度に関する情報収集。				
これまでの成果					
■ABSに関連する法制度と運用に関する情報収集 ➤ 現地ヒアリング調査により、イランにおけるABS法制度の現状について情報を得た。					
■カウンターパートに関する情報収集 ➤ 現地ヒアリング調査により、共同研究を行う際のカウンターパートについて情報収集した。 ➤ また、イランにおける監督官庁と研究機関との関係について情報収集した。					
今後の課題					
➤ 今後とも我が国の遺伝資源利用者に広く情報提供を行う。					
カウンターパートに関する所見					
<u>イラン遺伝資源センター (IBRC : Iranian Biological Resource Centre)</u>					
➤ 主に野生種を対象としたジーンバンクであるが、栽培種も保存しており、タマネギは80種類の野生種を保存している。 ➤ 海外でもジーンバンクに対してならMTAを交わせれば自由に遺伝資源の提供が可能とのこと。					
<u>観賞植物研究センター (OPRC : Ornamental Plants Research Center)</u>					
➤ 2014年にResearch Stationから昇格しイランの観賞用植物研究の中心と位置づけられる。 ➤ 日本の技術導入について非常に強い興味を持っている。 ➤ 企業でなく、公的機関や大学であれば共同研究について支障はなく、MTAを結べば資源の移転も問題ない					

との認識。

留意点

- 治安等の問題から参画できない企業等がある可能性。(研究機関や個人育種家等が対象か)